

令和8年度 生徒募集要項

埼玉県立飯能高等学校（全日制）

住所 〒357-0032

埼玉県飯能市本町17番13号

電話 042-973-4191

1 募集人員

全日制的課程 普通科 募集人員280名（転編入学者の2名を含む）

2 出願資格

次の（1）～（3）までのいずれかの条件を満たし、かつ（4）に該当する者でなければならない。

- （1）令和8年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- （2）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- （3）中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- （4）本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者

3 出願

（1）出願手続

原則、次のア～ウが全て完了した時点を、出願とする。

ア 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。

イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認し、調査書をアップロードをした上で、承認する。

ウ 入学選考手数料2,200円を電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。

（2）出願書類

ア 調査書（様式1）

イ 自己申告書（様式6）

令和8年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者のみ

（3）出願書類の提出方法

1 提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による提出を行う。その際、送付票（様式21）を同封すること。ただし、電子データの提出とあるものは、郵送等は不要である。

郵送の際には、「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。

2 提出日

令和8年2月13日（金）を配達指定日として送付すること。

ただし、次の出願方法も可とする。

詳細は、令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項を参照すること。

ア 中学校がまとめて持参（2月13日（金）のみ）

イ 志願者本人による郵送（2月13日（金）配達日指定）

ウ 志願者本人による持参（2月16日（月）・17日（火））

※持参により出願する場合の受付時間

2月13日（金）・16日（月）は、午前9時から正午まで及び
午後1時から午後4時30分まで

2月17日（火）は、午前9時から正午まで

4 併願

- （1）県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。
- （2）本校の全日制的課程と定時制の課程の双方に出願をすることはできない。

5 志願先変更

- （1）電子出願システムの案内に従う。志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変

更することができる。

変更期間	令和8年2月18日(水) 午前9時から2月19日(木) 午後4時まで
書類提出期間	2月18日(水) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
	2月19日(木) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで

(2) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)を、先に志願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに持参により出願書類を提出すること。

(3) 入学選考手数料

ア 他の県立高等学校全日制の課程から本校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。

イ 県立高等学校定時制の課程から本校全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分の額(1,250円)を、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付すること。

ウ 市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納付すること。

エ 一度納付した入学選考手数料は返還しない。

6 志願取消

志願取消を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、志願取消を行う。その上で、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)を速やかに本校校長に持参により提出する。

7 受検票

志願者は、「受検票」を令和8年2月20日(金)午後3時以降に電子出願システムの案内に従い、各自で印刷する。

8 学力検査

令和8年2月26日(木)に本校で実施する。午前8時45分までに集合すること。

9 面接

令和8年2月27日(金)に本校で実施する。面接は集団面接とする。集合時刻は、学力検査日に指定する。

10 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所

日時 令和8年3月6日(金) 午前9時

場所 ウェブによる合否照会システムで行う。

(2) 入学許可候補者は、令和8年3月6日(金)に受検票を持参し、本校において必要書類を受け取ること。(午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)

11 追検査

(1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者又は一部受検者は、令和8年3月3日(火)に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和8年2月27日(金)に実施する面接を受検した志願者は追検査を受検できない。

(2) 中学校長は、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」(様式16)を令和8年2月27日(金)正午までに本校校長に提出する。

(3) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニングテストを含む)の5教科で実施する。また、追検査において、面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜及び帰国生徒特別選抜による募集においては、令和8年3月3日(火)に面接を実施する。

12 個人情報の取り扱い

出願の際に入力された志願者情報及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選抜を通じて高等学校長が取得した個人情報は、入学に係る事務手続き、志願者及び出身中学校等に対して検査結果等を提供する業務にのみ使用する。

13 その他

特別な事情を有する者の出願資格については、事前に本校まで問い合わせること。